

令和5年4月28日

赤穂市長様

有年東部農村多目的共同利用施設  
運営委員会会長 溝口勝久

令和4年度有年東部農村多目的共同利用施設  
指定管理事業報告書の提出について

赤穂市立有年東部農村多目的共同利用施設の管理及び運営に関する業務について、下記のとおり実施したので、赤穂市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8号の規定により関係書類を添えて提出します。

記

添付書類

- ・利用状況集計表
- ・収支決算書
- ・管理運営事業評価シート



令和4年度利用状況集計表

有年東部農村多目的共同利用施設

種別	団体	R4.4月～R5.3月		月		月	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
公 共 的 市 民 團 体	老人会	1	38				
	自治会	11	122				
	民生委員会	0	0				
	防犯委員会	0	0				
	育成推進委員会	0	0				
	農業関係	0	0				
	土地改良区	0	0				
	當農組合	0	0				
	集排組合	0	0				
	農女性会	0	0				
社会教育 関係 団体	協一一般	0	0				
	生活研究グループ	22	194				
	運営委員会	0	0				
	その他団体	12	1,492				
	小計 ①	46	1,846				
	婦人会	0	0				
	会議・行事	0	0				
	婦人学級	0	0				
行政 機 関	P T A	0	0				
	子ども会育成会	1	8				
	スポーツ振興会	6	56				
	スポーツ少年団	0	0				
	学校園	0	0				
	その他団体	2	16				
	小計 ②	9	80				
	市一般行政	1	200				
その他の機関	県関係	0	0				
	その他機関	0	0				
	小計 ③	1	200				
	その他 ④	0	0				
合計 ( ① ~ ④ )		56	2,126				

## 令和4年度一般会計決算報告

有年東部農村多目的施設

## 収入の部

費用	予算額	決算額	備考
繰越金	170,639	170,639	令和3年度からの繰越金
委託料	565,000	603,392	市からの委託金
使用料	25,000	38,900	
助成金	30,000	0	各自治会より負担金
雑入	1	2	預金利息
計	790,640	812,933	

## 支出の部

費用	予算額	決算額	備考
光熱費	420,000	409,962	電気料金、ガス代、水道料
消耗品費	5,000	9,369	
管理費	160,000	158,565	事務手当、清掃委託、設備点検
予備費	5,000	0	定期総会費用
その他	0	0	
計	590,000	577,896	

収入総額	812,933
支出総額	577,896
差し引き残額	235,037
令和4年度への繰越金	235,037

## 令和4年度 指定管理者管理運営事業評価シート

### 1 評価対象施設

公の施設の名称	赤穂市立有年東部農村多目的共同利用施設										
所在地	赤穂市有年原743番地6										
指定管理者	団体名	有年東部農村多目的共同利用施設運営委員会	指定期間	開始日	令和3年 4月 1日						
	所在地	赤穂市有年原743番地6		終了日	令和6年 3月31日						
選定方法	公募	非公募	評価実施年	指定期間 3年のうち2年目							
施設設置目的	農村地域に居住する住民が連帯意識を高め、コミュニティの活性化を推進し、農業の生産振興に取り組むための活動拠点を提供し、もつて本市の地域農業の振興を図るため。										
主な実施事業	地区内コミュニケーションの会合・農業関連の打ち合わせ等に使用。										

### 2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	R3実績	目標	R4実績	目標	R5実績
a	利用者数	人	3,500	981	3,500	2,126	3,500	
b	利用回数	回	200	37	200	56	200	

### 3 指定管理業務にかかる収支状況

区分		令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度予算
収入計	A	719,987	812,933	845,038
繰越金		143,686	170,639	235,037
指定管理料		565,000	603,392	565,000
利用料収入	C	11,300	38,900	45,000
自主事業収入				
その他		1	2	1
支出計	B	549,348	577,896	645,000
事業費		549,348	577,896	645,000
内、人件費	D	149,000	153,500	155,000
内、再委託料	E			
自主事業費				
事業収入	A-B	170,639	235,037	200,038
利用料比率	C/A	1.6% %	4.8% %	5.3% %
人件費率	D/B	27.1% %	26.6% %	24.0% %
再委託費比率	E/B	0.0% %	0.0% %	0.0% %
・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。 ・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、右欄には、次年度予算を記載する。				
補足説明				

#### 4 事業評価

評価区分		評価項目	自己評価	所管評価
①サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。		
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。		
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	A	A
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図られている。	A	A
	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A
		緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	A
		緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	B	B
	財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	B
	総括	①サービスの履行に関する評価	A	A
②サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	B	B
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
	事業運営	言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
		事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	A	A
	維持管理	事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
		仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	A	A
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	A	A
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
	環境配慮	協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
		省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	B	B
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A
		要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	A	A
	事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	A	C
		利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	A	B
	提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	A	A
	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	B
	総括	②サービスの質に関する評価	A	B
③安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	B
	総括	③安定性に関する評価	A	A

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 施設創設から時間を経過しており、修繕が必要な箇所もある。指定管理者と市で、修繕費用等どちらが負担するか不明確な部分があるため、協議の上、費用負担を明確にし、適切な施設運営に努めたい。		
	【所管評価】 指定管理者の管理状況は良好である。 引き続き現状維持を継続すること。		
前年評価	A	総合評価	A

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。